|  |  |
| --- | --- |
| 改　　正　　案 | 現　　　　　行 |
| （略）  附則  １　この要綱は、平成28年６月22日から施行する。  ２ この要綱は、令和９年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条第３項及び第４項、第９条、第10条第３項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附則  　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。  附則  　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。  附則  　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。  附則  　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。  附則  　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。  附則  　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。 | （略）  附則  １　この要綱は、平成28年６月22日から施行する。  ２ この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条第３項及び第４項、第９条、第10条第３項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附則  　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。  附則  　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。  附則  　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。  附則  　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。  附則  　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。  [新設] |